

警察庁からの質問に対する回答

乙第 79 号証

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル (4) すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 回答(送付版)補佐級jtd (26 KB); 【別添資料】各国司法手続における秘密保護
(補佐級) xls (21 KB) [Web ページとして開く]; 【別添資料】各国司法手続メモ(補佐級) jtd
(36 KB); 回答(送付版)小野・警察庁11.14.jtd (29 KB)

2011年11月22日 20:39

警察庁警備局警備企画課 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしくお願ひします。

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL:03-5253-2111(内線:
E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/24

事務連絡
平成23年11月22日

警察庁 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月14日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1. 質問

(1) 第6条関係

本法制では、特別秘密の他の行政機関等への伝達に関し、特別秘密を取扱うことを業務とする者に対する場合については、第6条第1項ないし第3項において規定されているところ、捜査を進める上で特別秘密を知る必要がある都道府県警察の捜査員など、自己の業務の遂行上、特別秘密の伝達を受ける必要がある者に対して、当該特別秘密を伝達する場合については、本法制上、どの条文を根拠として実施することを想定されているのか教示されたい。

(回答)

条文上の根拠なくして実施し得るものと考えている。11月11日各省送付に係るペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」を参照されたい。

(2) 第7条関係

第7条第5項では、「行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、第三項に規定する事項並びに行政機関の長が当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない」と記載されているが、第8項の規定により、法令に基づく場合には、適性評価個人情報を適性評価の実施以外の目的のために利用又は提供することがある旨については、あらかじめ当該対象職員の同意を得る必要はないのか。必要がないとすれば、その理由を具体的に教示されたい。

(回答)

その必要はないと考える。

(理由)

国の行政機関及び都道府県警察は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれに相当する条例により、法令に基づく場合には本人の同意を得なくとも自ら利用し、又は提供することができることとされており、この点について本法も例外でないことから、本法において対象職員に改めて告知する

必要はないと考える。

(3) 「刑事裁判手続きにおける特別秘密の立証方法について(案)」関係

特別秘密の漏えい事件において、被疑者が漏えいした情報と被害行政機関が保有する被害物件と思料される情報（特別秘密と指定されているもの）の同一性を、公判廷において当該情報の内容を明らかにしないまま、如何にして外形立証するかについて検討をしているか。検討しているならば、その検討状況如何。

（回答）

当室において特段の検討はしていないが、具体的な事例として、秘密が記録された電磁的ファイルを記録媒体に複写して漏えいした事件において、漏えい先から押収した記録媒体に記録された電磁的ファイルと被害行政機関が保有する電磁的ファイルにつきそれぞれのプロパティを対照してその同一性を立証した例があるものと承知している。

2 意見

(1) 第5条関係

（意見）

第5条第1項中の「（警察庁長官にあっては、都道府県警察を含む。以下この項において同じ。）」を削除されたい。

（理由）

そもそも、第5条については指定権を持つ複数の行政機関が情報を共有している場合の調整規定と解されるところ、都道府県警察は指定権を持たないことから、指定権の調整の主体とはなり得ないものである。

また、特別秘密として指定される事項は「公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究や、国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報」といったものであることから、当該事項を特別秘密として指定することも含め、特別秘密に係る事務については、警察法第5条第2項に規定される警察庁の所掌事務と整理されるものである。そして、警察法第5条第2項に規定される警察庁の所掌事務については、警察法第16条第2項において、警察庁長官が都道府県警察を指揮監督すると規定されている。つまり、警察庁の所掌事務（より直接的に言えば、ある事項を特別秘密として指定すること）については、警察庁長官は、対都道府県警察との関係においては、警察法第16条第2項の指揮監督権限に基づき、何らの制約を受けることなくそれを行うことができるものと解されるところ、本法制上の規定は、都道府県警察の長の意見を聴くことが長官が指定を行う際の要件になっているという意味において、警察法上の警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権限を制限する趣旨に読み得る上、都道府県警察は（警察庁長官とは対等ではなく）その指揮監督の対象とされているという両者の関係にも馴染まず、警察法の体系との整理が不十分なものと考えられるため。

（回答）

貴見のとおり修文することとした。

(2) 第6条関係

(意見)

第6条第2項中の「都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関する職務に従事する者」を「都道府県警察」と修文されたい。

(理由)

都道府県警察が特別秘密を取り扱うこと自体は、本法制上に何らの規定がなくとも、警察法第16条第2項に基づく警察庁長官の都道府県警察への指揮監督権を根拠として行うことができるものである。この点、本法制の第6条第2項において、確認的に都道府県警察が特別秘密の取扱いの業務を行うことができる旨を規定することを妨げるものではないが、警察法上、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮官監督は、都道府県公安委員会並びに警視総監及び道府県警察本部長のいずれかを名宛て人として行われるものであり、個別具体的な都道府県警察の職員にまで及ぶとは想定されていないものと解されるため。

(回答)

原案のとおりとさせていただきたい。

(理由)

第6条第2項（11月18日送付に係る条文素案第7条第1項）は、10月19日付け「特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）」に記載したとおり、特別秘密の伝達の一態様及びその要件について規定したものにすぎず、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督について規定するものではない。また、同項は、漏えい罪の罰則における「取り扱うことを業務とする者」を画するための規定でもあることから、取扱いの業務を行わせる客体を組織ではなく自然人とするのが相当であると考える。

事務連絡
平成23年11月22日

警察庁 担当官 殿

内閣情報調査室

補佐級説明会（11月4日）に対する質問について（回答）

標記について、貴庁からの11月14日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 配布資料「刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について」について

(1) 質問

ア 同資料では、平成23年10月18日付け法務省刑事局作成に係る「刑事手続上の特別秘密の取扱いについて」に記載されている

- 「刑事手続において、特別秘密につき、捜査官が必要やむを得ない場合には相手方に対してその内容を告げて取調べを行い、あるいは、刑事訴訟法の規定に基づき弁護人及び被告人に対して証拠開示を行うことは、いずれも漏えい行為に該当しないと解される」
- 「公務員又は公務所は、原則として、押収や証人尋問、さらには取調べに際して捜査・公判に協力すべきものと考えられる」

との内容について特に言及がなされていないが、これらの点について、内閣情報調査室としては特段の異存がないものと理解してよろしいか。

（回答）

そのとおりである。

イ 同資料では、「例えば営業秘密の秘匿決定制度（不正競争防止法第23条ないし第31条）のような新たな制度を本法制で規定することは憲法第82条の裁判公開の原則と抵触するおそれがあり、そもそも実現可能性に疑問がある」とあるが、この点について内閣法制局及び法務省はいかなる見解か。

（回答）

11月2日各省送付に係るペーパー「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）」に対し、内閣法制局担当参事官及び法務省いずれも異論を唱えていない。

(2) 意見

上記(1)イの質問について、内閣法制局及び法務省の見解が「憲法第82条の裁判公開の原則に抵触し、およそ実現可能性がない」といったものでなければ、特別秘密に関し、刑事手続上の保護措置を設けることを再度検討されたい。

(理由)

刑事裁判手続において、特別秘密の内容そのものが公判廷で明らかになる可能性が排除できなければ、当該特別秘密を所管する行政機関としては、当該特別秘密が秘匿を要するものであればあるほど、よって通常は漏えい行為等の違法性が高ければ高いほど、公判請求に消極的にならざるを得ず、本法制において「特別秘密の漏えい行為等に対する十分な抑止力を確保し、また、漏えい行為等を敢行した者に対してその罪責に応じた十分な刑罰を科し得るようにするため」(平成23年8月8日「秘密保全のための法制の在り方について(報告書) 19頁) 重い法定刑を定めたところで、実際に十分な刑罰を科すことは事実上困難であると考えられるため。

(回答)

当室としては、従前どおり、刑事手続上の新たな保護措置を直ちに設ける必要性はないとの見解を維持することとしたい。

(3) 要望

刑事裁判手続における特別秘密（に類する秘密）の立証方法について、諸外国の事例を把握されているのであれば教示されたい。

(回答)

別添のとおり資料を送付する。

2 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方について

(1) 質問

補佐級説明会（11月4日）において、一次機関（行政機関外から取得した情報について、最初に当該情報を取得した行政機関をいう。以下同じ。）がその所掌事務とは関係なくたまたま最初に当該情報を取得した場合や、外交ルートを通じて情報を取得した場合等にまで一次機関に優先的な地位を与えることの問題点が指摘された際、貴室からは適用除外等を検討する旨発言されていたが、如何なる内容を検討しているのか、具体的に教示されたい。

(回答)

先日電話にて回答したとおりである。

(2) 意見

今後、制度設計の詳細・運用について検討を行う際は、手続が過度に煩雑となり、行政機関における円滑な情報共有に支障が生じることのないように配意されたい。

(回答)

貴見のとおり配意することとしたい。

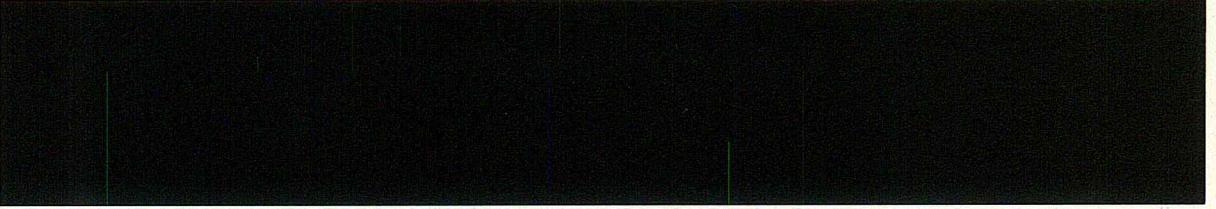
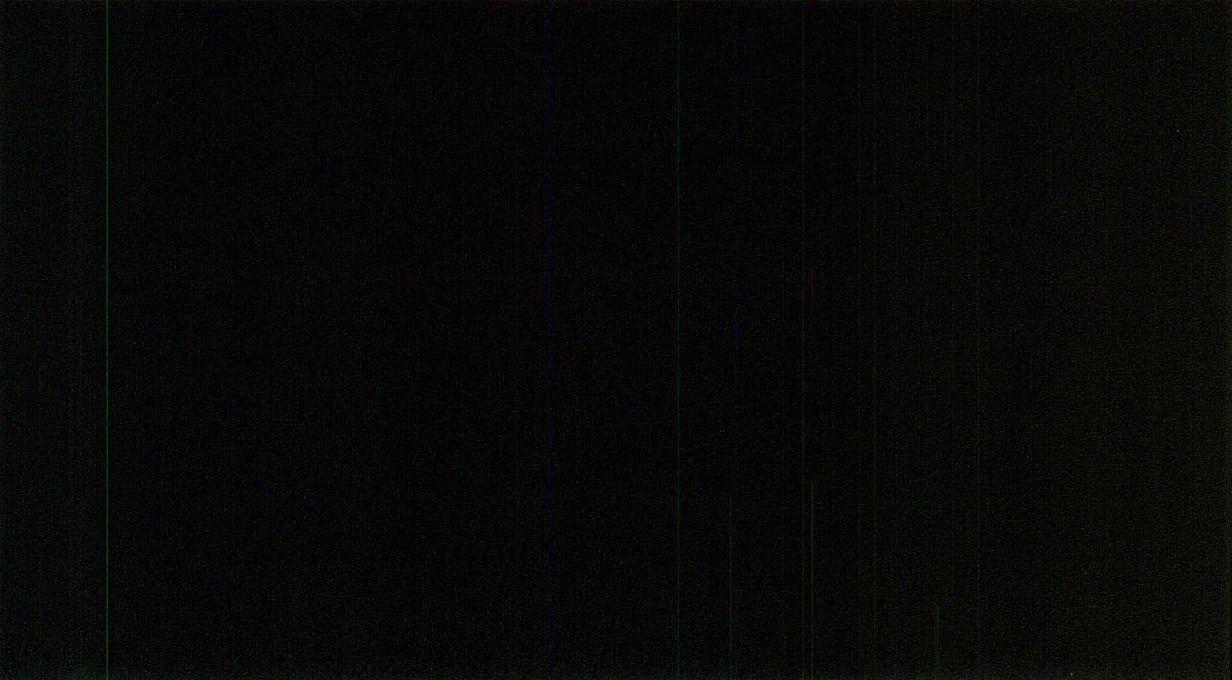
刑事司法手続における秘密の保護

取扱注意

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
完全公開類型	○				
検察官: ○(秘密知得) 裁判官: ○(秘密知得) 弁護人: ○(秘密知得) 傍聴人: ○(秘密知得)					
公開停止類型	○	○	○	○	△
検察官: ○(秘密知得) 裁判官: ○(秘密知得) 弁護人: ○(秘密知得) 傍聴人: ×(秘密不知)	● ・Silent Witness Rule(書面等により秘密の内容を証拠提出するが、公判庭では呼称を使用するなどして秘密の内容を傍聴人に知られないようにする) ・公開停止も法的には可能だが、秘密漏洩事件への適用の可否は不明	● ・証拠や文書が明らかになるとが国家の安全を危惧するおそれのある場合には傍聴人を排除	● ・裁判手続の一部非公開証拠の朗読の省略 ・大きな声で朗読しない	● ・裁判官の全員一致で、公の秩序を害する虞があると決した場合)ただし、実施例は未だ記載はない。	(法的ににはあり得るが、実施例は聞かない)
インカム類型	○				
検察官: ○(秘密知得) 裁判官: ○(秘密知得) 弁護人: ×(秘密不知) 傍聴人: ×(秘密不知)					
外形立証類型	○	△		○	
検察官: ○(秘密知得) 裁判官: ×(秘密不知) 弁護人: ×(秘密不知) 傍聴人: ×(秘密不知)	● ・文書の編集(redaction)や事実の代替(substitution)により、証拠から秘密内容を削除 ・起訴状には秘密の内容を意味に書く	● ・秘密自体を立証せず、外形的証拠を立証することも可能。 ・実例はなさそう。	● ・いわゆる外形立証	● ・	
(秘密保全徹底類型)				○	
検察官: ×(秘密不知) 裁判官: ×(秘密不知) 弁護人: ×(秘密不知) 傍聴人: ×(秘密不知)				● ・警察のみ秘密を把握 ・裁判では、国防秘密の漏えい、等の外的的な事実のみを立証	
備考				● ・一件記録は裁判所に提出される。弁護人はその全部を閲覧可能。 ・根拠は公電のみ。	

秘密保護法違反事件の刑事司法手続における秘密保護制度

○ イギリス

- 
- 1989年国家機密法違反の罪（ただし同法8条(1)(4)(5)を除く）に関する公判については、同法11条(4)により、1920年国家機密法8条(4)を準用し、証拠や文書が明らかになることが国家の安全を損ねるおそれのある場合、検察官の申請により、公衆を除外して審理を行うことができる（いわゆるインカメラ手続）。ただし、判決言渡しは公開しなければならない。手続は刑事訴訟規則16.10による。
- ※ 1989年国家機密法11条(4)
「1920年国家機密法8条(4)（国の安全を理由とする傍聴人の排除）の規定は、同項が引用する犯罪が、本法の8条(1)、(4)及び(5)を除く規定を引用しているものとして、効力を有する。」
- ※ 1920年国家機密法8条(4)
「裁判所が訴訟手続から傍聴人を排除できる既存の権限を害することなく、これに付加して、1911年国家機密法又は本法上の罪を犯した者に対する訴訟手続又は上訴手続、あるいは1911年国家機密法又は本法上の軽罪ないし重罪を犯した被告人に対する公判手続において、検察官が、手続の過程における証拠の開示又は陳述が国の安全を害するとの理由で、傍聴人の全部又は一部が審問手続のいずれかの部分から排除されるべきとの申請をしたときは、裁判所はその旨の命令をすることができる。ただし、刑の言渡しは公開法廷でしなければならない。」
- 

○ ドイツ

※ ドイツ刑事訴訟法第 96 条

「当局又は公務員により公的に保管されているファイルその他の書面は、当該当局等の最高責任者が、当該ファイル又は文書の公表が連邦又はドイツ州の福祉にとって有害である旨を宣言した場合には、その提出又は交付を要求され得ない。第一文は、連邦議会議員若しくは州議会議員又は連邦若しくは州の議会の会派の職員が保管しているファイルその他の文書に関し、証言を許可する権限を有する部門が同様の宣言をした場合について準用する。」

※ ドイツ刑事訴訟法第 172 条

「裁判所は、以下の場合には、審問手続の全部又は一部につき傍聴人を排除することができる。

- 1 国の安全、公共の秩序又は公共のモラルが害されるおそれがある場合
- 1a 証人その他の者の生命、身体又は自由が害されるおそれがある場合
- 2 重要な事業、貿易、発明又は租税の秘密に言及があり、公開の場で討論すれば保護に値する最も重要な利益が害される場合
- 3 私的な秘密が問題となっているところ、証人又は鑑定人によるその無権限の開示が犯罪を構成する場合
- 4 18 歳未満の者が尋問される場合」

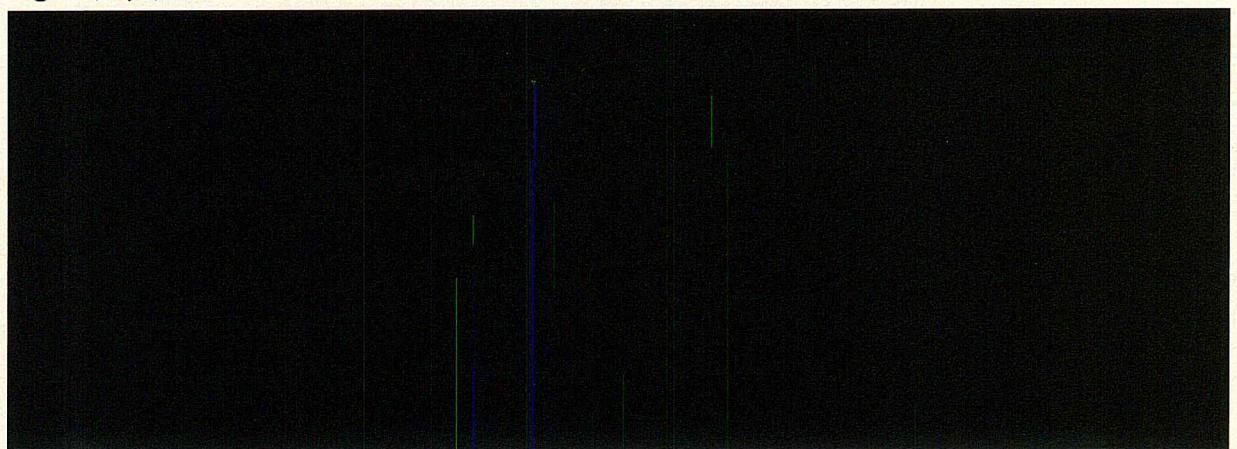
※ ドイツ刑事訴訟法第 171b 条

「(1) 手続の参加者、証人又は不法行為（刑法第 5 番 11 条(1)）の被害者の私的な事情に言及がある場合であって、その公開の場での議論が保護に値する利益を害する場合には、傍聴人を排除することができる。ただし、かかる事実の公開での議論を優先すべき利益がある場合を除く。私的な事情に影響を受ける当事者が審問手続における傍聴人の排除に異議を述べる場合には本項は適用されない。

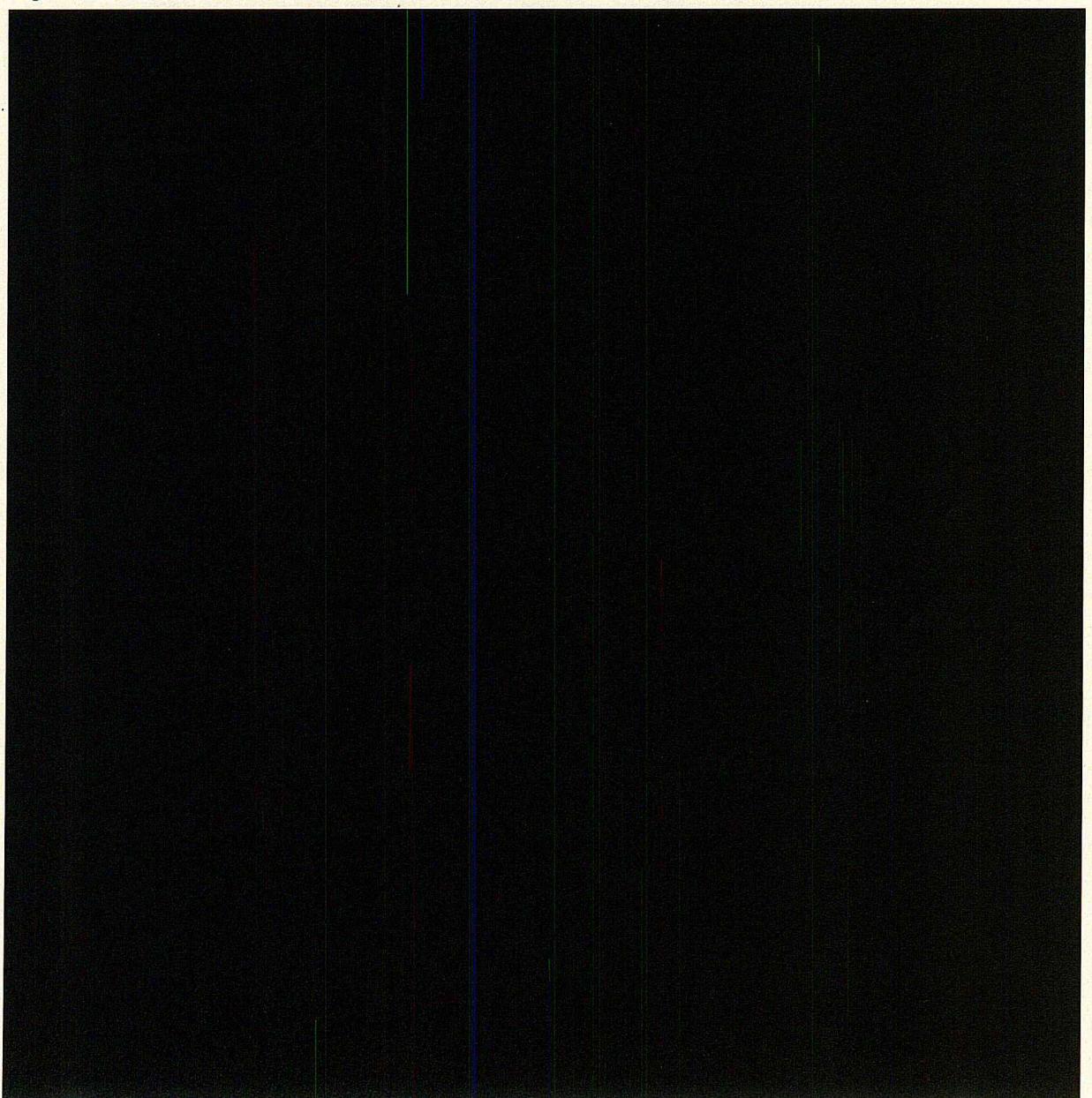
- (2) (1)の第一文に規定する前提条件が存在し、私的な事情に影響を受ける当事者が請求した場合には、傍聴人は排除される。
- (3) (1)又は(2)に基づく決定には異議申立てができない。」

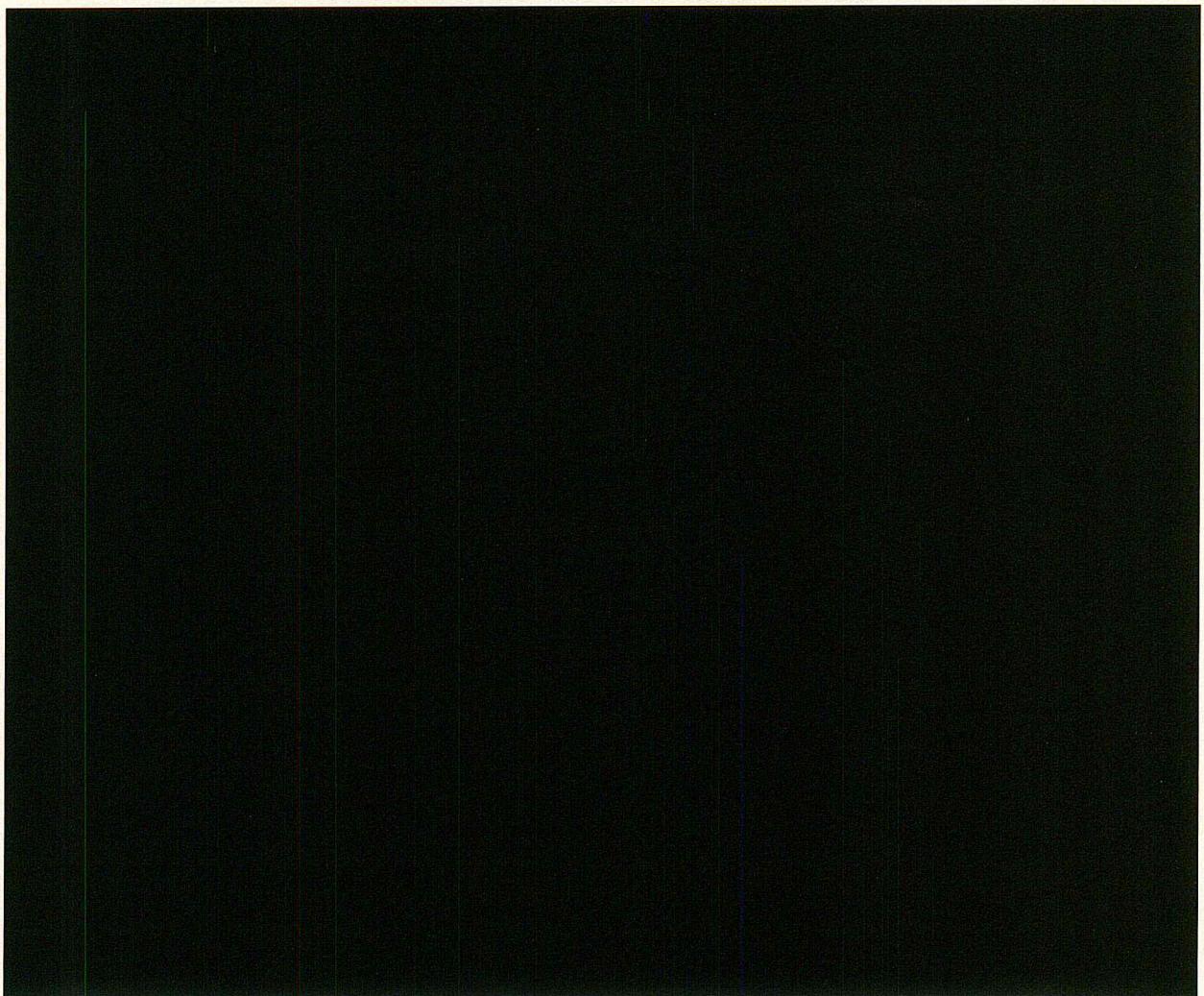
取扱注意

○ フランス



○ アメリカ





「連邦議会は、秘密情報を開示するかそれとも起訴を断念するかというジレンマを解消し、また迅速な裁判を保障することで被告人の利益をはかるという目的で、一九八〇年秘密指定情報訴訟手続法(Classified Information Procedure Act)を成立させ、従来の原則に若干の修正を加えている。この法律の概要是、次のとおりである。

刑事裁判における被告人が、自己の弁護のため秘密指定情報を開示することになると予測する場合には、事前に検察官と裁判所に対して文書による告知をしなければならない。この告知を怠った場合、裁判所はその開示を阻止し、又はそれに関係する立証を禁止することができる(五条(a)(b)項)。この告知があった場合、政府側は当該秘密情報の利用の可否を決定する審理を裁判所に求めることができ、その場合、秘密指定情報そのものを提出するかわりにサマリーを提出することが認められる。この審理は非公開(in camera)で行われ、政府側の申立てが拒否された場合であっても、当該情報の開示が合衆国の安全にとって identifiable な損害を生じるとの司法長官の宣誓供述書が提出された場合には、裁判所は被告人に開示禁止を命じる。ただし、被告人が開示を阻止された場合は、正義に反すると裁判所が決定する場合を除き、起訴を却下するものとする(六条(a)、(c)-(e)項)。秘

取扱注意

密指定情報の開示を認める旨の決定に対しても、政府側に中間訴訟(interlocutory appeal)の提起が許され、その場合、本案の審理は停止される(七条)。」(右崎正博「アメリカの国家秘密保護法制・上」法律時報59巻5号49頁以下(昭和62年))

※ このほか、秘密指定情報訴訟手続法には以下のよう規定がある。

- 裁判所は、検察官が被告人に開示した証拠の第三者への開示を禁ずる保護命令(protective order)を発することができる(3条)。
- 裁判所は、検察官が十分な理由を示す場合には、検察官から被告人への開示証拠から秘密情報の特定の事項を消去すること、秘密文書の情報の抄録を代わりに開示すること、又は当該秘密情報により立証しようとする事実の存在を認める文書を代わりに開示することを認めることができる(4条)。